

2022年4月6日

## 「先進医療」に関するお知らせ

（「重粒子線治療」「陽子線治療」の一部等の「先進医療」からの削除について）

2022年4月の診療報酬改定において、「先進医療(※1)」の見直しが行われました。

その中で、「重粒子線治療」および「陽子線治療」の一部(※2)等が先進医療から削除され、公的医療保険に収載されることとなりました。

今後、公的医療保険に収載された「重粒子線治療」および「陽子線治療」の一部(※2)については、当社商品における「放射線治療給付金」の給付対象となります(※3)。

また当社の「先進医療保険(無解約返還金)(2018)」、「無配当先進医療特約」については、手術や療養などを受けた時点において、厚生労働大臣が定める「先進医療」であることを支払事由にしています。そのため、ご契約日に関わらず、この度「先進医療」から削除された「重粒子線治療」および「陽子線治療」の一部等を2022年4月1日以降に受けた場合、「先進医療保険(無解約返還金)(2018)」、「無配当先進医療特約」の給付対象とはなりませんので、ご注意ください(※3)。

### ※1 先進医療とは

- ・ 厚生労働省に承認された新たな治療・手術で、公的医療保険との併用が認められている制度のことです。
- ・ 先進医療の技術に関する費用は自己負担となります。
- ・ 将来的な公的医療保険導入を前提に、安全性・有効性を評価するため、適宜追加・削除が行われ、変動します。

### ※2 先進医療から削除され公的医療保険に収載される「重粒子線治療」と「陽子線治療」

- ・ 重粒子線治療・・・「大型の肝細胞癌」「肝内胆管癌」「局所進行膵癌」「大腸癌術後局所再発」「局所進行子宮頸部腺癌」
- ・ 陽子線治療・・・「大型の肝細胞癌」「肝内胆管癌」「局所進行膵癌」「大腸癌術後局所再発」

※3 今回、公的医療保険に収載された「重粒子線治療」および「陽子線治療」を受けた際の生命保険からの給付例

